

議員提出第1号議案

大阪広域水道企業団議会委員会条例一部改正の件

上記の議案を次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により提出する。

平成25年2月14日

大阪広域水道企業団議会議長 様

提出者 大阪広域水道企業団議会議員

野村 友昭  
三宅 達也  
小西 一美  
大毛 十一郎  
岸田 厚  
児島 政俊  
前田 敏  
清水 勝  
野々上 愛  
小東 徳行  
野村 生代  
西川 訓史  
川谷 洋史  
丹羽 実  
服部 敏男  
樽井 佳代子  
山本 靖一  
松尾 京子  
麻野 真吾  
秋月 秀夫  
川光 英士  
中尾 広城  
渡辺 裕  
坂本 顕  
諏訪 久義  
貝塚 敏隆  
岡田 初恵  
鈴木 実夫  
小山 彬夫

## 大阪広域水道企業団議会委員会条例一部改正の件

大阪広域水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

### 大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団議会委員会条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(特別委員会の設置)<br/>第1条 (略)<br/>2 (略)<br/>3 <u>特別委員(以下「委員」という。)は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>(委員の選任)<br/>第2条 <u>委員</u>は議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p> | <p>(特別委員会の設置)<br/>第1条 (略)<br/>2 (略)</p> <p>(委員の選任)<br/>第2条 <u>特別委員(以下「委員」という。)</u>は議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> |

### 附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。